

循環型社会を目指した行動計画について
(答申案)

川崎市ごみ減量行動計画(仮称)策定に向けて

- 循環型社会をめざして、持続的な行動を -

平成16年2月

川崎市環境保全審議会廃棄物部会

目 次

はじめに	-----	1
行動計画策定に向けて	-----	2
1 行動計画策定の意義	-----	2
2 行動計画策定の流れ	-----	2
2 - 1 課題の絞込み	-----	2
2 - 2 計画策定の手順	-----	4
行動計画として取り組むべき施策	-----	5
1 基本的な留意事項	-----	5
1 - 1 合言葉は3R	-----	5
1 - 2 ごみ組成からの出発	-----	5
1 - 3 費用対効果の重視	-----	7
1 - 4 地域性への配慮	-----	7
2 取り組むべき施策	-----	9
2 - 1 新たな目標値の設定	-----	9
2 - 2 分別収集の拡充	-----	10
2 - 3 資源集団回収の強化	-----	11
2 - 4 生ごみの減量・資源化	-----	13
2 - 5 普通ごみ収集の見直し	-----	15
2 - 6 事業系ごみの減量	-----	16
2 - 7 経済的手法の活用	-----	18
2 - 8 環境学習の推進	-----	20
2 - 9 市民参加の促進	-----	21
2 - 10 NPOの育成支援	-----	23
今後の取組み	-----	24
1 アピール力のある行動計画	-----	24
2 行動計画の評価	-----	25
2 - 1 評価手法の開発	-----	25
2 - 2 市民参加による評価	-----	25
おわりに	-----	26

はじめに

川崎市環境保全審議会は去る平成14年3月、「21世紀における廃棄物行政のあり方」(答申)において、川崎市が持続可能な循環型社会をめざして環境全般を視野に入れた廃棄物行政を推進するための中長期的なビジョンを示した。

そして、このビジョンの具現化をはかるために、取組みが急がれる課題に対し当面何をすべきかを具体的に示した短期的な行動計画の策定が必要であることを提言した。

こうした中、平成14年10月、市長から環境保全審議会に対し、「循環型社会を目指した行動計画について」諮問がなされた。環境保全審議会会長より付議を受けた当部会では、これまで9回にわたり議論を重ねてきた。

検討にあたっては、まず、川崎市を取り巻く社会経済情勢について意見交換を行い、問題意識の共有を図った上で、川崎市の廃棄物行政が抱える現状や問題点について様々な視点から議論を重ねた。

また、審議の過程においては、パブリックコメントの募集や、市民、事業者と直接意見交換を行うために、部会が主催するワークショップを行い、その結果を答申内容に反映させてきた。

こうした審議を経て、このたび、循環型社会を目指した行動計画について、廃棄物部会として一応の結論を得たので、ここに報告する。

行動計画策定に向けて

1 行動計画策定の意義

廃棄物行政を取り巻く状況は刻々と変化していることから、その時代における状況や課題を的確に把握した上で、当面何をすべきなのかを具体的に示す「行動計画」が必要となる。

この行動計画は単なる行政計画にとどまらず、川崎市の廃棄物処理やリサイクルに関わる全ての主体に対して具体的な行動を呼びかけるものでなければならない。

環境問題に対する社会的意識の高まりや廃棄物・リサイクル関連法の整備などから、廃棄物処理やリサイクルに対する市民の関心はますます大きくなっている。

しかし一方では、廃棄物処理施設を発生源とする環境汚染等が見られるため、処理施設自体に対する不安感が募り、それが行政への不信感につながるなど、廃棄物処理事業を進めていく上での市民と行政の意識には依然として隔たりがあることも確かである。

こうした隔たりを克服していくためにも、行動計画の内容は市民の理解と協力の得られるものでなければならない。

したがって、その策定にあたっては、実際に行動する市民や事業者の意見が十分に反映されるよう、素案づくりの段階から適切な情報提供を行い、意見や提案を求めるなど、行動する各主体が積極的に計画づくりに参画できる仕組みを追求していくことが重要である。

また、近年の低迷する経済の下で、川崎市の財政状況はひっ迫しており、めざすべき循環型社会の実現に向けて、効率的かつ効果的な廃棄物行政を推進することが求められている。そのため、今回の行動計画においては、どのような形でごみの減量化とリサイクルを推進していくかを具体的に示す必要がある。

2 行動計画策定の流れ

2 - 1 課題の絞込み

行動計画の策定に当たっては、顕在化している多様な課題を把握し、それらの必要性、重要性を多角的な視点から検討し、早急に取り組むべき課題を絞り込む必要がある。

数多い課題の中から、当面、優先的に取り組むべき課題を絞り込む際には次のような視点を重視すべきである。

(1) 社会状況

新たな処理技術の開発や大手製造事業者等の廃棄物・リサイクル事業への参入などにより、廃棄物処理やリサイクルの方法は多様化、広域化が進んでいる。

また、廃棄物処理やリサイクルに関わる新しい法整備が順次進むなど、廃棄物処理事業を取り巻く状況は刻々と変化しており、新たな事業展開をはかるためには、このような時代状況を十分に踏まえた取組みが求められる。

(2) 市民ニーズ

廃棄物処理は、排出者である市民や企業などの協力がなくては成り立たない事業であることが

ら、ごみの減量やリサイクルへの取組み、あるいはごみの分別方法や収集回数などに対し、市民がどのように考え、どのようなあり方を望んでいるのかを把握する必要がある。

また、市民の要望や価値観は多種多様であることから、できるだけ幅広く意見を聴取するとともに、市民のニーズを長期的展望に照らして適切に判断していくことが必要である。

(3) 実態の把握

課題に対して効果的な施策を講じていくためには、川崎市の実態を的確に把握しておくことが重要である。川崎市のごみの組成や処理の方法が他都市と比較してどのような特徴を持っているのかなど実態を踏まえた上で、現実的な取組みを編み出すことが求められる。

(4) 関連計画との関係

行動計画は、その基本となる廃棄物処理基本計画をはじめ、その上位計画である環境基本計画や市の総合計画との整合性が必要である。また、現時点では市政を運営していく上での緊急の指針である「行財政改革プラン」を考慮することが必要である。

また、それら関連計画との関係については、単に整合性をはかるだけでなく、必要に応じて問題提起や改善のための提案をするなど積極的に働きかけを行い、行動計画の主旨を明確に示していくことも重要である。

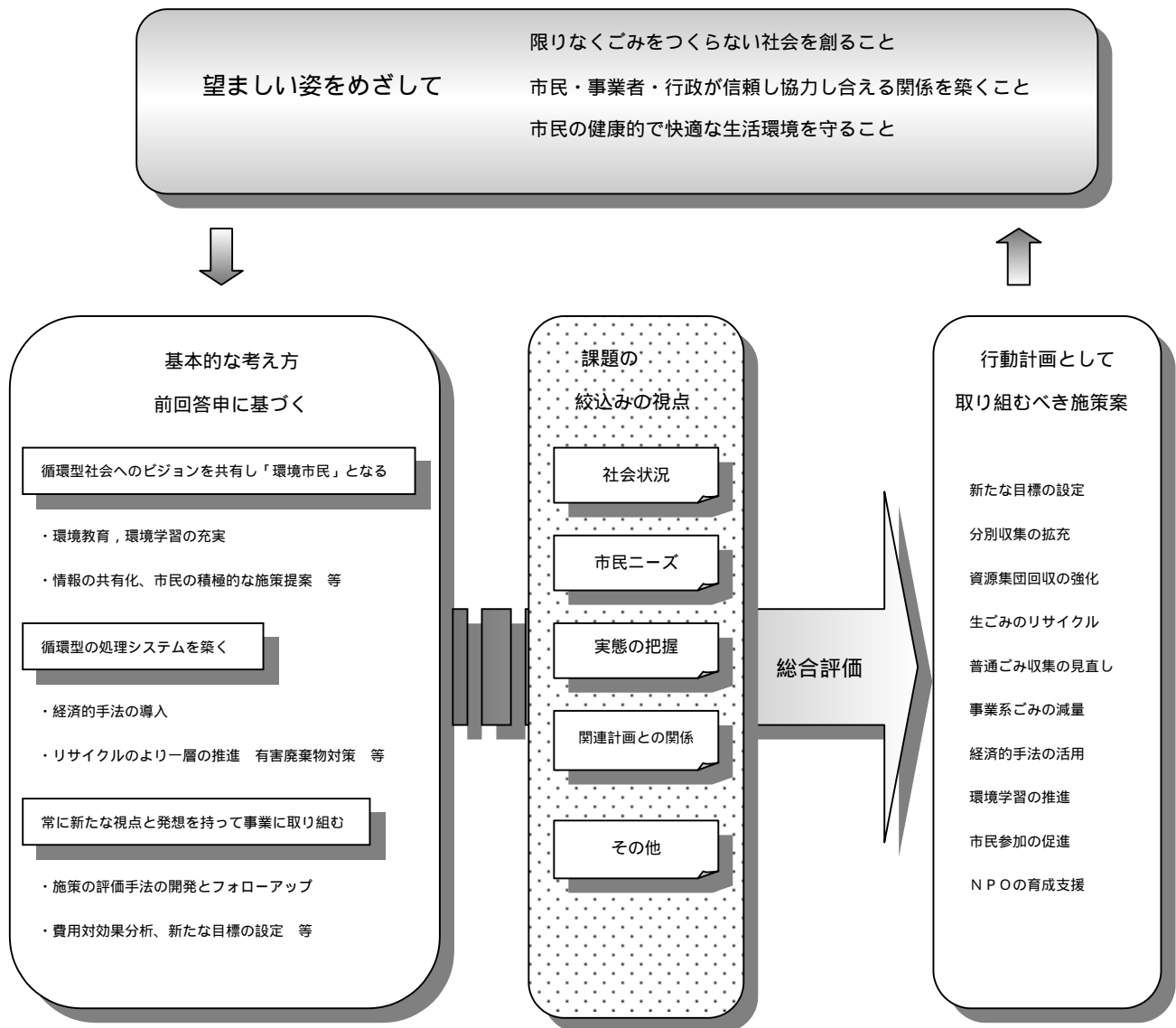
(5) その他

その他、当面取り組むべき課題を絞り込むにあたっては、他都市における取組み状況や先進的事例の研究が必要であり、また、リサイクルを進めるためには再生品市場の状況、さらには国や業界の動向などにも十分注意を払うことによって、行動計画の実効性を高める必要がある。

2 - 2 計画策定の手順

行動計画の策定は、前回答申の基本的な考え方を踏まえ、川崎市の直面する課題を確認し、それらを多角的な視点から総合的に検討して、当面取り組むべき課題を抽出し、それに対する対応の方向や具体的な施策を提案するという一連の流れに沿って進めることが重要である。

行動計画策定フロー図



行動計画として取り組むべき施策

川崎市は、多くの課題の中から総合的な判断のもとに取組みが急がれる課題を絞りこみ、その解決のための方策を示した行動計画を早急に策定する必要がある。

以下に、行動計画として取り組むべき主要な施策について提案しておきたい。

1 基本的な留意事項

川崎市が行動計画に盛り込むべき施策を立案する際には、以下のような基本的な事項に十分留意することが必要である。

1 - 1 合言葉は3R

川崎市のごみ減量に取り組むにあたっては、いわゆる「ごみの3R」を基本とし、取組みの「優先順位」を明確に示し、減量に取り組む市民の間にしっかりと定着させていく必要がある。

3Rとは

第1に リデュース (REDUCE、減らす、排出抑制)

第2に リユース (REUSE、再利用する、再使用)

第3に リサイクル (RECYCLE、原材料として利用する、再生利用)

1 - 2 ごみ組成からの出発

ごみ減量に取り組むには、どのようなごみが、どのくらい排出されているのかをできるだけ明確に把握することが必要であり、それによって、より効果的な取組みが可能となる。

川崎市のごみ総排出量は、年間約57万8千トン(平成14年度)であり、その内訳を推計すると事業系ごみが約28万7千トン、家庭系ごみが約23万9千トン、市民団体等の回収が約5万2千トンとなっている。そのうち、家庭系ごみと市民団体等回収分を合わせた一般家庭から排出されるごみの組成別の排出量は、生ごみなど厨芥類が約35.7%、次に紙類が32.8%となっており、この2品目だけで家庭系ごみ全体の7割近くを占めている。

さらに、家庭系ごみのうち資源化が可能と考えられる「再生可能ごみ」については、生ごみなど厨芥類が約10万3千トン、紙類が約8万トン、プラスチック類が約2万7千トンとなっている。

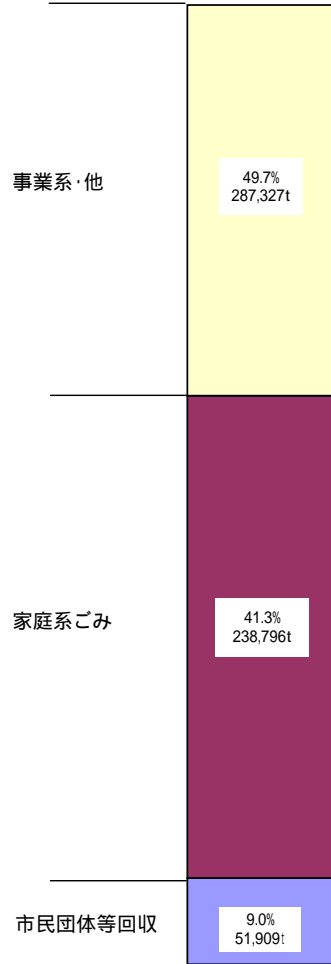
現在、川崎市では資源物として、空き缶、空き瓶、ペットボトル、雑金属類、乾電池の分別収集を行っており、粗大ごみについては可能なものは収集後の再利用などを進めている。また、古紙類については、市民団体等による資源集団回収により資源化を行っているが、再生可能ごみの処理状況から見ると、まだまだ取り組むべき施策は数多い。また、取組みに当たっては、ごみ組成が市内の各地域ごとに異なっていることに留意しなくてはならない。

ごみ組成別排出量（推計値）

「市総排出量」、「市民団体回収」の量は、平成14年度実績値
 「家庭系ごみ」量は、市民ごみ排出実態調査（平成15年度実施：資料編「資料7」参照）結果に基づく推計値
 「事業系・他」の量は、市総排出量から推計した「家庭系ごみ」の量及び「市民団体等回収」の量を減じた量

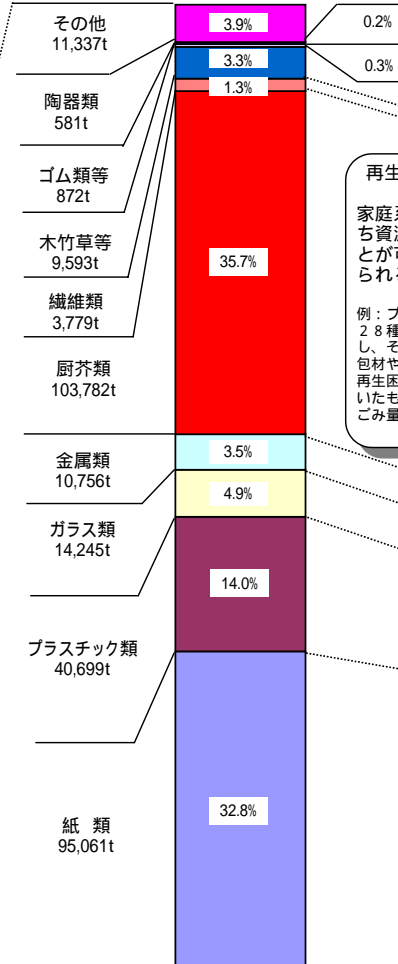
市総排出量の内訳

市総排出量 578,032トン



家庭系ごみ組成別排出推計量

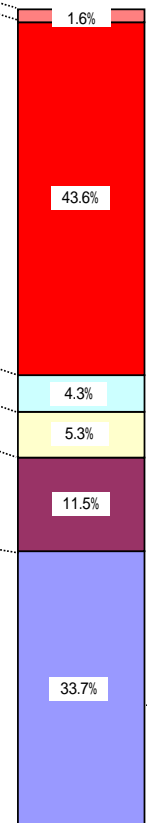
家庭系ごみ 290,705トン



家庭系ごみに含まれる再生可能ごみ（厨芥類を含む推計値）

再生可能ごみ 237,797トン

再生可能ごみ
 家庭系ごみのうち資源化することが可能と考えられるごみ
 例：プラスチック類 28種類に分類調査し、その中から雑糧包材や紙おむつ等の再生困難なものを除いたものを再生可能ごみ量としている。



組成別減量化に向けた取組例

- 繊維類 3,779トン**
 集団回収量 580トン
 普通ごみとして処理? 3,199トン
 ・資源集団回収の拡充
 ・フリーマーケットの活用
 ・リサイクルショップの利用など
- 厨芥類 103,782トン**
 普通ごみとして処理? 103,782トン
 ・コンポスト化容器の利用促進
 ・電動生ごみ処理機の利用促進
 ・エコ・クッキングの実践
 ・バイオマスリサイクル研究など
- 金属類 10,175トン**
 市分別収集量
 空き缶 8,069トン
 雑金属 3,610トン
 事業系金属類の混入?
 ・店頭回収の拡充
 ・事業系資源物のリサイクルルートの確立など
- ガラス類 12,500トン**
 市分別収集量 11,582トン
 集団回収量 77トン
 びんポスト収集 758トン
 普通ごみとして処理? 83トン
 ・リターナブルびんの利用拡大
 ・事業系資源物のリサイクルルートの確立など
- プラスチック類 27,326トン**
 市分別収集量
 ペットボトル 1,503トン
 普通ごみとして処理? 25,823トン
 ・店頭回収の拡充
 ・その他プラ分別収集の取組
 ・過剰包装の自粛
 ・マイバックの持参など
- 紙類 80,235トン**
 市分別収集量 528トン
 集団回収量 50,493トン
 普通ごみとして処理? 29,214トン
 ・その他紙分別収集の検討
 ・資源集団回収の活用
 ・過剰包装の自粛など

1 - 3 費用対効果の重視

川崎市のごみ処理費用は、年間約208億円に上る。これは小学校10校を建設する額に相当する巨額なものである。

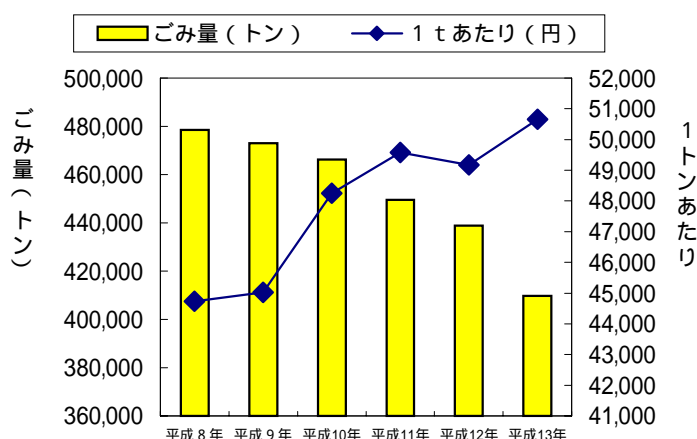
ごみ処理費用は、ごみ量の減少に伴い総費用はここ数年減少化傾向にあるが、一方で、環境対策や資源物の分別収集の拡大などにより1トンあたりの処理費用は年々増加しており、平成13年度には5万円を超えている。

市民の大切な税金を使う以上、それが最も有効に使われるよう、投入する費用とそれが生み出す効果について、絶えず精査し、効率的かつ効果的な事業執行に務める必要がある。

また、ごみ減量が行政のみならず、多くの市民や企業、あるいは各種団体などによって取り組まれることを考えると、現行の収集や処理の仕組みを総点検し、より効率的なものに改良するとともに、民間活力の導入や収集の有料化などについても検討作業に着手することが求められる。

ごみ量と処理費の推移

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
ごみ量(トン)	478,461	472,995	466,235	449,515	438,822	409,770
1tあたり(円)	44,737	45,024	48,254	49,579	49,177	50,666
処理費用(百万円)	21,405	21,296	22,498	22,286	21,580	20,761



1年分の
ごみ処理費用
約208億円

この費用を他につかうと
小学校なら
約10校建てられる

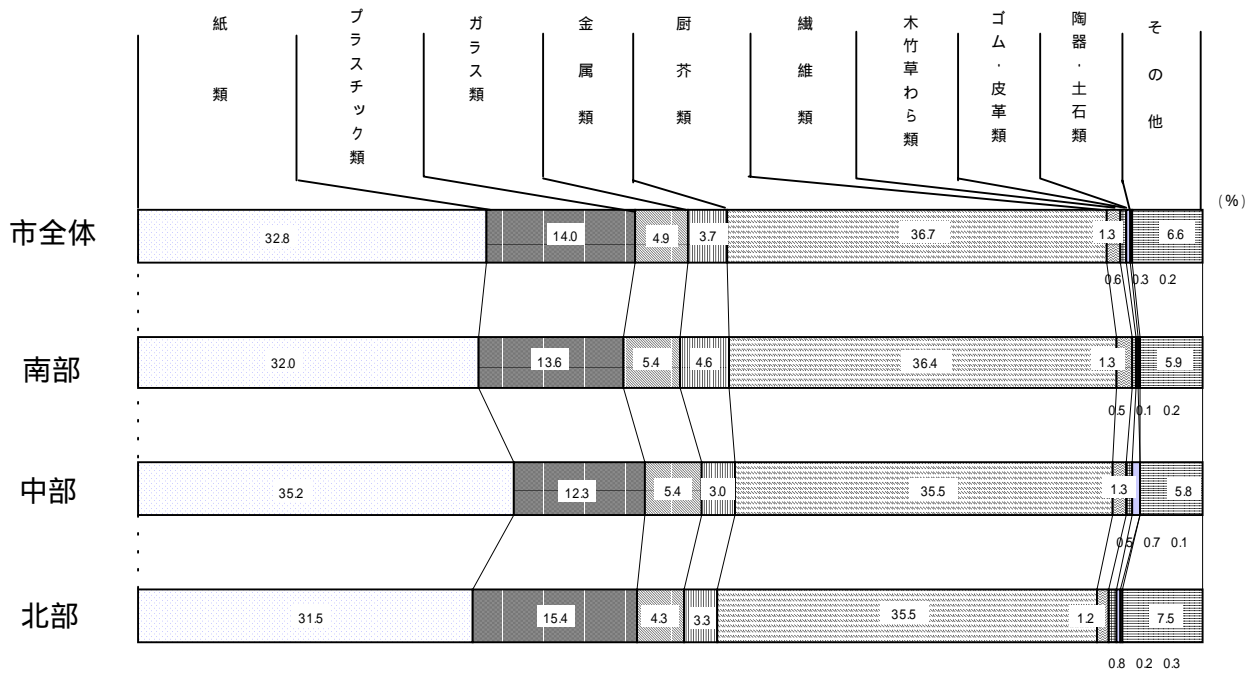
1 - 4 地域性への配慮

市内の各区や地域は、ごみ組成、ごみ関連施設、ごみ問題の各種活動などにおいて、それぞれ独自の特性を持っており、今後のごみ減量の取組みに当たっては、このような地域特性に十分配慮することが必要である。

また、ごみ減量の試みは社会実験の性格が濃厚であり、取組みに対する関係者の意欲が強く、条件の整っている地域や団体などが率先してモデル的に実施することによって、市全体をけん引することも可能になる。

さらに、将来の都市内分権の進展を視野に入れて、各区の特性や自主性を尊重した施策の立案や実施を図ることが求められる。

家庭系ごみの組成比率（地域別）



市民ごみ排出実態調査（平成 15 年度）より

2 取り組むべき施策

この行動計画は、「ごみ減量」を主眼としており、以下の提案は、これを達成するための施策を中心としている。また、計画の期間は、平成 16 年度から平成 20 年度のおおむね 5 年を想定しているので、この期間内に着手すべきものを取り上げている。ただし、廃棄物処理行政をめぐる状況は今後、大きく変化することが予想されるので、現時点では中長期的な課題とされているものであっても、場合によっては目の対応策が求められる場合があることに留意しておく必要がある。

2 - 1 新たな目標値の設定

行動計画が、行動する多様な主体にとって実施しやすいように、目標値を設定する。

設定する目標値は、取り組む意欲を喚起し、行動の成果を確認できるような、分かりやすいものであることが重要である。そのためには、目標値の根拠を明確に示し、どのような行動を取れば目標に近づくことができるかを具体的に示していくことが必要であり、さらに、目標の達成に至るプロセスを適切に見守り、評価する役割を果たす仕組みも重要になる。

また、目標値を市民に周知する際には、よりわかりやすくイメージしやすい具体的な例示をあげるなどの工夫が必要である。

どのような目標値を新たに設定すべきかについて、以下に例示する。

新たな目標値の例

家庭系ごみの 100 g ダイエット
家庭系ごみの資源化率 30 %
事業系ごみの減量目標の設定

家庭系ごみの 100 g ダイエット

ごみの減量は、まずなによりもリデュース（ごみを発生させない、排出しない）に取り組むことが重要であることから、川崎市民一人ひとりが発生排出抑制に努め、一日に発生するごみを 100 g 減らし、現在（平成 14 年度）の 955 g を平成 20 年度には 855 g とすることを目標とする。

これによって、家庭系ごみの発生量自体を約 4 万トン、約 9 % 削減することができる。

また、100 g ダイエットを進めるにあたっては、市民が家庭生活の中で取り組むことのできる、ごみを発生させない、排出しないための手法を具体的に示すとともに、どのような行動を取ればごみの減量につながるのかという基本的な情報を提供、普及させることによって、市民のライフスタイルの改善につながることをめざす。

家庭系ごみの資源化率 30 %

ごみの発生、排出抑制の取組みと合わせて、日常の家庭生活から排出される再生可能ごみの一層の資源化をめざして、家庭から出るごみの資源化率を、現在の約 17 %（平成 14 年度）から 30 %（平成 20 年度までに）に引き上げることを目標とする。

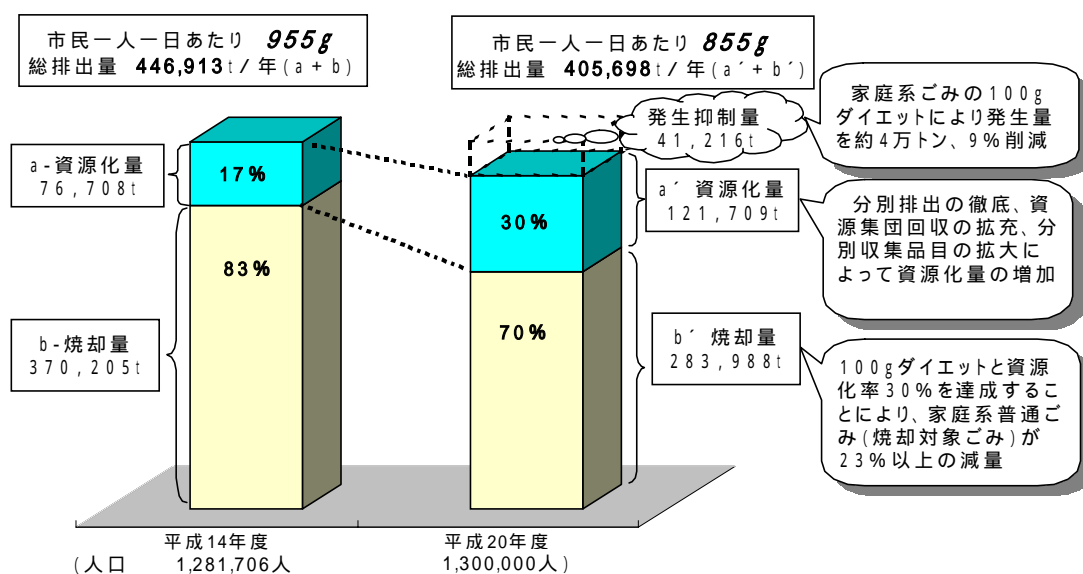
そのためには、現在市が実施している分別収集対象物の分別排出の徹底をはかるとともに、これまで普通ごみとして排出していた資源化可能物についても、資源集団回収や資源物分別収集の

拡充をはかり、資源化ルートを整備することが必要である。

また、市民に対して、毎日出すごみの中に、どれだけ資源としてリサイクルできるものがあるかといった情報などを恒常的に提供していくことが重要である。

なお、100gダイエットと資源化率30%を達成することにより、家庭系普通ごみ（焼却対象ごみ）の23%以上が減量されることから、この家庭系普通ごみ（焼却対象ごみ）の減量化率を目標値として設定することも考えられる。

100gダイエット・資源化率30%目標の達成による効果



事業系ごみの減量目標

事業系ごみの排出量は、年間約13万トン（平成14年度）となっているが、「ごみ組成別排出量（推計値）」に基づく年間約29万トンの事業系ごみが排出されていることになる。これは、実際には、大量の事業系ごみが家庭系ごみに混入して排出されていると考えられる。

近年の事業系ごみに関わる制度改正等によって区分の明確化が進み、混入量は徐々に減少していると思われるが、事業系ごみの排出実態は依然として明確に把握できていない状況にある。

しかしながら、事業系ごみの減量は必要不可欠な取組みであり、家庭系ごみの目標値等との整合性をはかりつつ、事業者がめざすべき当面の目標値の設定を検討すべきである。

なお、今後、さらなる制度改正が予定されており、区分の明確化がさらに進むことになれば、事業系ごみに関わる、より実際的な目標値の設定が可能になる。

2 - 2 分別収集の拡充

現代人の生活においては、ほとんどすべての商品に容器包装等が付されており、ごく一般的な市民の日常的な消費行動が、大量のごみを生み出す生活構造となっている。

したがって、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）に優先的に取り組んで、ごみの減量をめざすことはもちろんであるが、やむなく排出される容器包装ごみなどについては、できるだけ資源物としての回収をはかる必要があり、そのために、その分別収集の拡大、充実がきわめ

て重要になる。

また、分別収集の拡充をはかる上では、分別排出の徹底など市民の協力が不可欠なことから、周知徹底のためには、広報手法などについて工夫を凝らすなど、効果的な普及啓発に務めるべきである。

分別収集の拡充策

容器包装ごみの資源化促進
効率的な分別収集の実施
店頭回収等の推進

容器包装ごみの資源化促進

容器包装ごみは、家庭系ごみの約6割（容積比）を占めており、その減量は重要な課題となっている。その中で、容器包装リサイクル法の対象物である「その他プラスチック製容器包装」については、行政による分別収集が計画されているが、「その他紙製容器包装」についても、そのリサイクルに向けて、分別収集の実施や資源集団回収の活用などを検討する必要がある。

効率的な分別収集の実施

川崎市が現在分別収集を実施している品目やその他プラスチックなどの容器包装ごみに加え、それ以外のごみ、例えば、不燃物や生ごみ、あるいは有害ごみなどについても分別収集を望む声がある。

一方では、様々な品目が分別排出され、リサイクルが進むことは望ましいには違いないが、行政による分別収集が、コスト面や効率性、環境負荷の低減等の観点から必ずしも良い面ばかりではない。したがって、分別収集の拡充にあたっては、誰が、何を、どこまでやるのかといった視点からの総合的な比較検討が必要であり、新たな品目の分別収集を行う際には、既存の分別収集体制の見直しも含めて、より効率的な収集方法を追求すべきである。

また、分別収集の拡充のために、公共施設などを利用した常設の回収拠点の整備を検討すべきである。

店頭回収等の推進

また、行政による取組みに加え、製造事業者自らによる回収システムづくりや販売事業者による店頭回収の推進など、ごみ減量、リサイクルを行うシステムづくりに取組み拡大生産者責任を果たすことが重要である。

市の分別収集は週1回しか排出できないが、店頭回収や常設の回収拠点では、休業日等以外はいつでも持ち込むことができ、消費者のリサイクルへの利便性が高まることによる効果が期待できる。したがって、行政はこれらの取組みが自主的にかつ積極的に行われるよう様々な機会を通じて事業者働きかけ、市民には参加を呼びかけることが必要である。

2 - 3 資源集団回収の強化

資源集団回収は、市民、事業者、行政のパートナーシップ事業であり、年間回収量は市のごみ

総排出量の約1割を占めるなど、ごみの減量に大きく寄与している。

しかし近年、事業が実施されていない地域が数多く点在していることや、実施地域においてもその対象資源がごみとして排出されてしまっている状況にあることから、その回収量及び実施団体数は横ばいで推移している。ごみの組成分析などから、資源となるべきごみの量が、その回収量よりも大幅に上っていることなどを考慮すると、さらなるごみ減量のためには、今後、資源集団回収を強化・拡充することがきわめて重要な課題といえる。

資源集団回収強化策

資源集団回収拡大への体制整備

資源集団回収の促進支援

資源集団回収拡大への体制整備

資源集団回収の強化に向けては、具体的な目標を設定し全市的に取り組む必要があるが、行政としても未実施地域の調査をはじめ、回収量が伸び悩む原因等の把握、対象品目の拡充や回収拠点の常設化、さらには効果的な広報活動の展開など、活動を活発化させる多様な施策が求められる。また、地域に密着した活動を推進するため、自治会町内会などの地域組織をはじめ、各区がそれぞれの特性に応じた推進体制を整備し取り組むことが必要である。

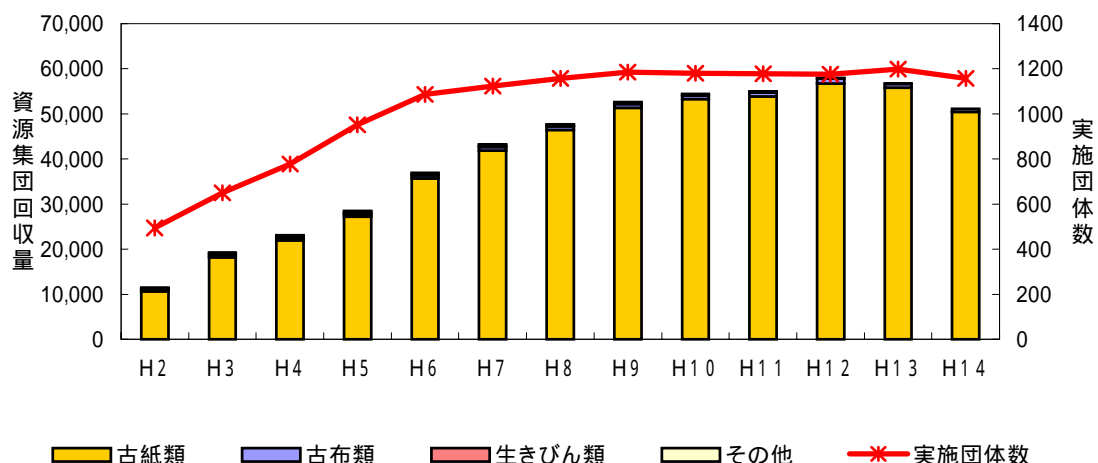
資源集団回収の促進支援

資源集団回収は、市の収集運搬費用と比較して経済的であり、また、主な活動団体である町内会・PTAなどでは連帯感の醸成や環境学習の効果が期待でき、さらには、得られた奨励金が各団体の主な活動資金として有効利用されるなど、ごみの減量化以外の副次的側面を有している。

一方、回収したものの市場価格が低迷することで事業活動が停滞してしまう可能性が高いという、不安定な側面も有している。

これらのことから、活動の促進のために情報、施設、資金を提供するなど、多面的な支援策を講じることは、費用対効果、市民活動の活性化、事業の安定化等の観点から有効な施策といえる。

資源集団回収量及び実施団体数の経年推移



2 - 4 生ごみの減量・資源化

食品リサイクル法の制定により、生ごみなど食品廃棄物の減量化と資源化に向けた道筋が示され、事業系の生ごみについては既に本格的にリサイクルに向けた取組みが始まっている。

川崎市においても、家庭系ごみの中でとりわけ高い比率を占める生ごみについては、その減量・資源化が重要な課題の一つであることは明らかである。

生ごみの資源化は、地域住民の協力関係や企業の先進的な創意工夫があってはじめて成り立つものであり、今後の市民の生活観や生活様式に大きな影響を及ぼす内容を含んでいる。また、学校などにおける取組みは、環境学習の身近な優れたテーマとなりうるものである。さらには、バイオマスなどの研究開発を通して、新しい産業・エネルギーの創出につながる可能性を持っている。

また、落ち葉や剪定枝などもできるだけ焼却せず、資源として有効利用していくことが求められる。

したがって、これまで先駆的、個別的に取り組みられてきた事例を踏まえつつ、関連分野との幅広い連携が必要とされるので、多角的、総合的に取り組むことが必要な段階に来ている。

生ごみ対策

「かわさき生ごみリサイクルプラン」の策定
コンポスト化容器・電動生ごみ処理機の普及
エコ・クッキングの普及
バイオマスの研究開発

「かわさき生ごみリサイクルプラン」の策定

生ごみの減量・資源化については、今後のごみ減量・資源化に向けた一大プロジェクトとして位置づけ、具体的な取組みを示す「かわさき生ごみリサイクルプラン」(仮称)を消費者、農業者、企業など幅広い市民の参加のもと、早急に策定する必要がある。

その中で、市民の自主的かつ多彩な取組みを支援するとともに、区単位での計画作成など地域特性を踏まえたモデル事業の実施などの検討が必要である。計画の実施にあたっては、市民意識や堆肥の活用分野など状況が絶えず変化することから、計画を固定化せず臨機応変に対応し、また、できるところから実施していくという柔軟でかつ積極的な姿勢が求められる。

加えて、現在、ディスポーザーシステムの導入が、集合住宅に加え一戸建て住宅にも拡大しつつある。ディスポーザーシステムについては、循環型社会を目指す視点からも、また、下水道への負荷など環境への影響の観点からも望ましいものではないことから、今後の対応について関係部局と連携して検討を進めていく必要がある。

コンポスト化容器、電動生ごみ処理機の普及

既に取り組んでいるコンポスト化容器や電動生ごみ処理機等の普及については、今後、「かわさき生ごみプラン」の中で具体的な数値目標を設定し、とくに学校などについては、「エコ・スクール」をめざす施策の一環として、積極的に推進していくべきである。

また、将来的には「かわさきブランド」といえるような良質の堆肥を目指す運動を触発すると

ともに、他の生ごみ資源化施策との連動をはかることが必要である。

エコ・クッキングの普及

ごみの減量を進めるには、日常生活のなかでごみを発生させない生活様式を定着させる必要がある。特に家庭から出る生ごみの多くは、日常の調理をする際に発生していることから、その減量に向けて「エコ・クッキング」の実践を普及させていくことにより発生排出抑制に大きな効果が期待できる。

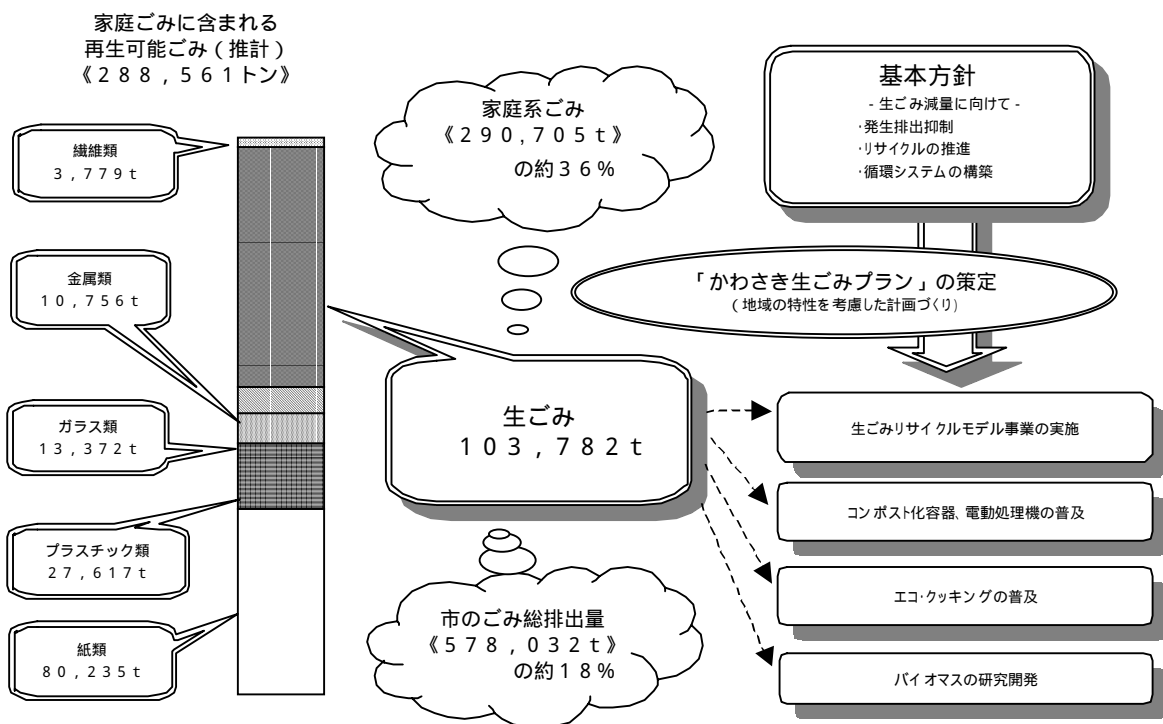
その普及にあたっては、実際に行動する市民が参画し、目標の設定（「買い過ぎない、作り過ぎない、好き嫌いをしない、食べ残さない（させない）」）やごみ減量につながる料理マニュアルの策定や講習会の開催など、市民の積極的な行動を喚起する取組みを行う必要がある。

バイオマスの研究開発

「かわさき生ごみプラン」の策定と平行し、生ごみや木くず、剪定枝など生物に由来する有機系廃棄物をエネルギー源として活用するバイオマス・リサイクルの研究・開発を行い、その活用についての検討が求められる。

その検討にあたっては、すでに近隣自治体においてバイオガス発電の施設なども稼働しており、こうした事例を参考としつつ、下水汚泥などと組み合わせるなど新しい方式を模索するとともに、臨海部に工業地帯を有する川崎市の特性を活かした独自のシステム開発をめざすべきである。

生ごみリサイクル方策の検討



2 - 5 普通ごみ収集の見直し

普通ごみの収集回数について、近隣都市では週3日以下であるのに対し、川崎市では週4回実施している。これについては、その回数を減らすことによって生み出される人員や費用を、容器包装リサイクル法への対応の拡大など他の分野に回すべきではないかという意見も多く出されている。また、受益者負担の公平化をはかるための普通ごみ収集の有料化や、収集に係る一部の業務を民間へ委託することについて検討すべきという意見も出されている状況である。

一方、普通ごみ収集回数の減少は、市民の日常生活に大きな影響を与えるため、慎重に行わなくてはならない。

普通ごみ収集の見直し策

週3日体制への移行

市民ニーズへの対応

週3日収集体制への移行

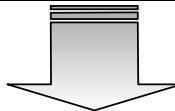
現行の普通ごみ収集の週4日を週3日に改めることにより、ごみの減量に向けたライフスタイルの転換への動機づけとなる。また、それによって生み出される人員等は、その他プラスチックなど資源物の分別収集への対応とするなど、他の業務への転換をはかる。

さらに、その移行にあたっては、週末直後の月曜日と他の曜日で収集量に大きな差が生じている実態などを踏まえ、見直しによる負担増や期待される効果などについて十分に分析し、市民に対して適切な説明を行うとともに、「ふれあい収集」の充実など、高齢者や障害者へのより一層の配慮を行うことも求められる。

普通ごみ週3日体制への移行（案）

普通ごみ週4日収集（現行）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
A地域	普通ごみ	資源物	普通ごみ	普通ごみ	普通ごみ	休	休
B地域	普通ごみ	普通ごみ	資源物	普通ごみ	普通ごみ	休	休
C地域	普通ごみ	普通ごみ	普通ごみ	資源物	普通ごみ	休	休



普通ごみ週3日収集（変更後）

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
A地域	a - 1	普通ごみ	資源物	普通ごみ	休	普通ごみ	休	休
	a - 2	普通ごみ	休	普通ごみ	資源物	普通ごみ	休	休
B地域	b - 1	休	普通ごみ	資源物	普通ごみ	休	普通ごみ	休
	b - 2	休	普通ごみ	休	普通ごみ	資源物	普通ごみ	休

市民ニーズへの対応

ごみ収集については、市の財政運営に対する市民の目も一層厳しくなっており、また各地において様々な行財政改革の試みがなされている状況を踏まえ、今後とも、自治体経営の視点から絶えず最良の収集体制のあり方を追求していく必要がある。

こうした状況の下で、事業系ごみについては、今後、民間事業者である許可業者による収集体制へ移行していく予定であるが、普通ごみの収集についても、直営による収集が民間事業者に比べ割高になっているとの指摘もあることから、民間委託などの方式を検討する必要がある。

しかし、民間委託については、その対象や手法等についてさらなる検討が必要なことから、当面は直営体制の下で、より効率的な収集体制の確立や効果的な収集方法の採用など、市民の望む新しいサービスの開発に取組み、市民ニーズに合致した対応をはかることが有効と考えられる。

2 - 6 事業系ごみの減量

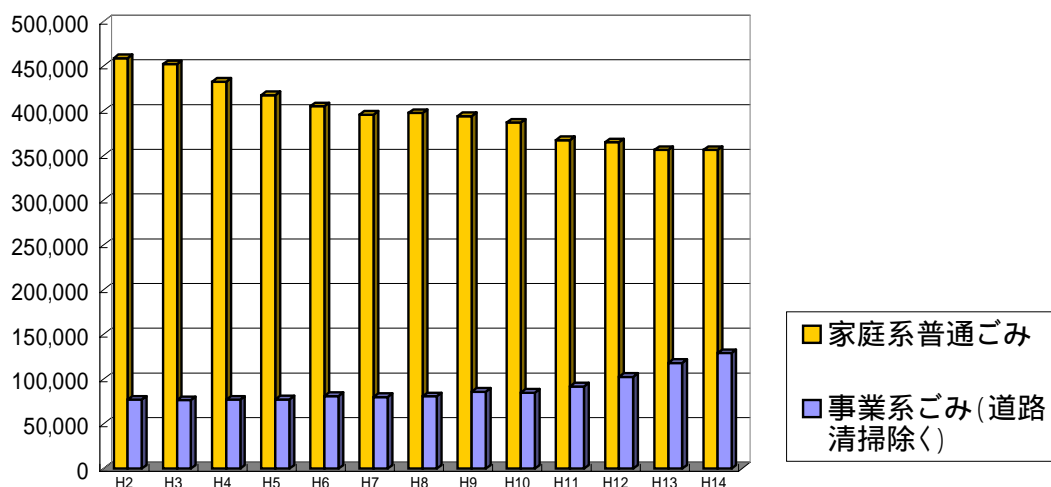
川崎市の事業系ごみは依然として増加傾向が続いており、家庭系ごみが、市民のごみ減量に対する取組みによって、平成2年度排出量に比べ10万トン以上の減量となっていることに対比すれば、事業系ごみの減量が立ち遅れていることは明らかである。

これは先に指摘した家庭系ごみへの混入も要因のひとつと考えられるが、本質的には、事業系ごみの資源化ルートの未整備や資源化に伴う排出者の費用負担の増加が大きな要因と考えられる。

事業系ごみは、前述の通り、許可業者による収集へと移行することになるので、今後、事業系ごみの排出実態等の把握に努めるとともに、これらの諸課題の解決に向けた施策の推進が必要である。

また、行政の役割としては、民間の活動を適切に監視、啓発、誘導することが重要になる。すなわち、今後、行政の役割は漕ぎ手から舵取りへの転換が求められているといえる。

家庭系普通ごみと事業系ごみ量の経年変化



事業系ごみの減量対策

行政指導の徹底等
資源化ルートの整備
エコ商店街の推進
オフィス町内会の普及

行政指導の徹底等

事業系ごみの減量、資源化については、とくに多量排出事業者、準多量排出事業者（約 1,500 事業者）に対する個別指導、相談業務の強化が有効であり、またその手段としては、全市での統一的な取組みよりも、業種業態別や素材別の指導など、きめの細かい指導や啓発を行うことが効果的である。

また、事業系ごみの許可業者収集への移行後も、家庭系ごみへの混入や不法投棄の増加が予想されるため、今後、事業者に対し、適切な排出指導や監視体制の強化が求められる。

さらに、個々の事業者の意識改革がごみ減量とリサイクルに大きく寄与することから、事業者と行政が一体となったごみ減量キャンペーンの実施などを通して、環境学習の充実が必要である。

資源化ルートの整備

事業系ごみの資源化は、事業者自らが資源化ルートを整備し、その促進をはかることが望ましいが、市としても、その取組みを進めるための支援策や必要な情報を提供していく必要がある。

また、小規模事業者に対しては、一事業者単位での取組みが難しいため、商店街単位など地域単位での取組みや既存のルートの活用など様々な角度からの検討を促すべきである。

さらに、資源化ルートの整備にあたっては、資源物を回収し、資源化等を行う静脈産業の育成が求められる。

エコ商店街の推進

商店街については、事業者として事業系ごみの減量化へ取り組む役割に加え、地域の支えるコミュニティの場として、市民のごみ減量と資源化に向けて果たすべき役割への期待は大きい。例えば、地域の環境美化の向上に向け、早朝、夜間収集への取組みや、また、資源物の店頭等での回収や環境にやさしい商品の販売など、循環型社会を目指しその役割は多岐に渡ると考えられる。

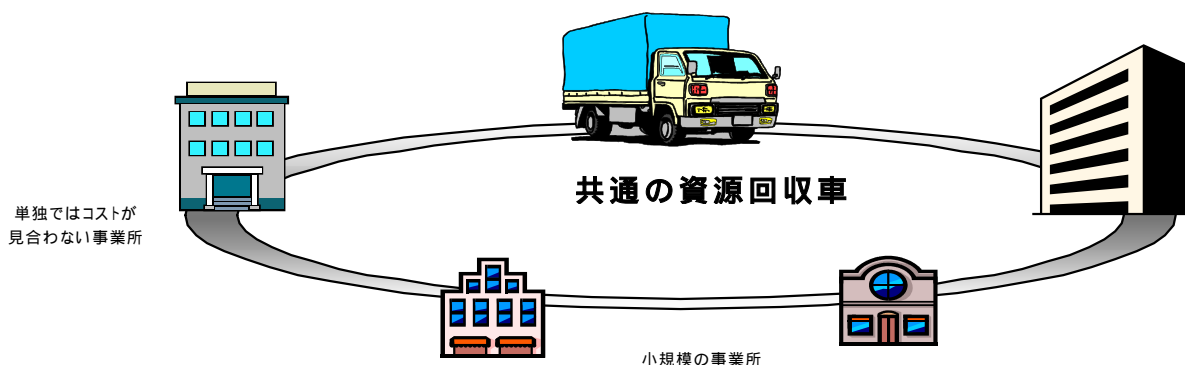
これらの取組みは商店街の自主的な取組みが基本であるが、行政がコーディネーターやアドバイザー的な役割を果たすなど、きめ細かい対応を行い、関連部局との連携によって、川崎市の特性に適した「エコ商店街」づくりの施策を推進する必要がある。

オフィス町内会の普及

小規模の事業所などの集積している地域については、近隣の事業所が共同した取組みが効果

的である。そこで行政は、オフィス町内会の組織化など自主的な取組みを促進するため、資源ルート整備や情報提供など、事業者のニーズに沿った対応をはかるべきである。

オフィス町内会共同回収イメージ



2 - 7 経済的手法の活用

川崎市では、ごみの減量やリサイクルの推進に向けて、資源集団回収や生ごみ処理機の購入に対する助成、市民のリサイクル活動の拠点としてのリサイクルコミュニティセンターの整備等の普及啓発に取り組んでいる。また、分別収集の品目拡大や資源物の日の設定など、様々な施策を組み合わせることにより、一定の成果を収めている。

今後は、それらをより一層効果的に推進するために、経済的手法を積極的に活用していくことが必要である。

経済的手法の活用

- 普通ごみの有料化
- ごみ減量・リサイクル推進支援制度の充実
- デポジット制度の活用

普通ごみの有料化

ごみ処理にかかる費用を排出者負担とする普通ごみの有料化については、様々な会合等において市民から要望や意見が出されている。

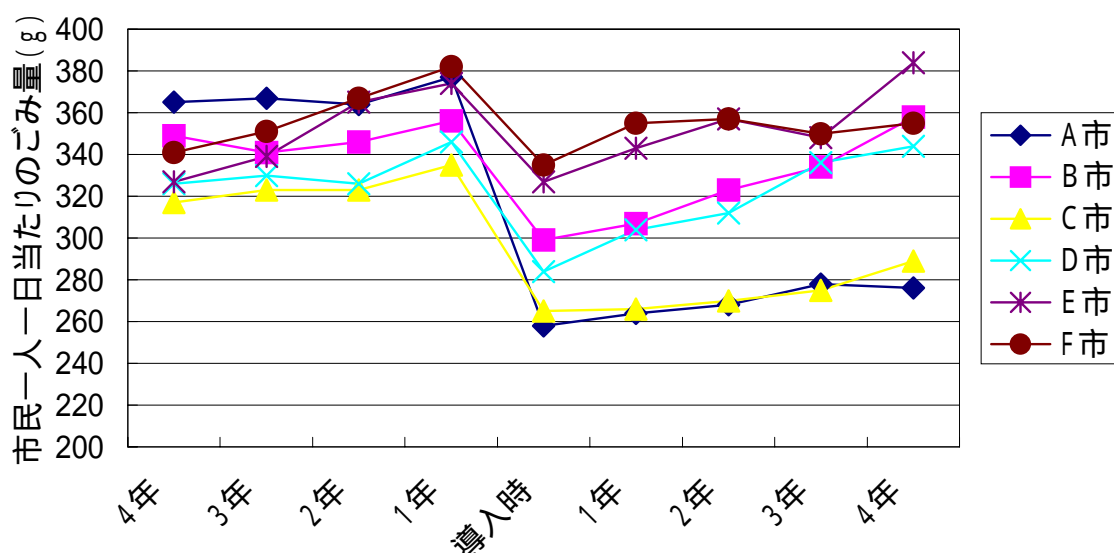
普通ごみの有料化は、ごみ処理という受益に応じて費用を負担することにより、社会的公平性の確保がはかられ、ごみを削減した者が目に見える形で報われることとなり、ごみの減量化とリサイクルの推進に向けた大きな動機づけとなる。また、有料化を導入した自治体においては、大きなごみ減量効果を収めた例も報告されている。したがって、川崎市においても、有料化に関する検討作業に着手することが求められる。

ただし、市民に新たな負担を強いる面がある有料化の導入については、普通ごみ収集の見直しや民間の活用など効率的かつ効果的な事業運営に努めるとともに、分別収集等の拡充をはかり、ごみの減量、リサイクルに取り組むための受け皿の整備など、新しい体制づくりに向けた一連の取

組みが必要になる。

また、分別収集等を拡大することが自治体の負担の増大を招く現行の仕組みの改善を国に働きかけるとともに、生産者に対しては、ごみになりにくい製品の開発やごみになった時点での回収・資源化の義務など、拡大生産者責任の徹底を強く迫っていくことによって、有料化に対する市民の理解や協力を得ていくことが重要である。

ごみ有料化に伴うごみ量の推移



ごみ減量・リサイクル推進支援制度の充実

川崎市では、現在、ごみ減量、リサイクルを推進するための支援制度として、資源集団回収に対する助成や生ごみ処理機の購入助成などを実施しているが、市民等が自主的に行う取組みは、資源集団回収事業に見られるように、経済面や効率面において優れた成果を上げており、また、地域コミュニティの醸成や環境学習の観点など様々な副次的な効果も期待できることから、これらの支援体制の充実をはかることが求められる。

特に、ごみの発生抑制に向けたマイバック運動や商店街等における資源物の拠点回収など、市民や事業者が一体となって取組める活動を促進するために、他都市の事例等も参考にしながら、効果的な支援の仕組みを構築していく必要がある。

デポジット制度の活用

デポジット制度は、国レベルで取り組むことが望ましいが実現されていないのが現状である。

取組事例としては、全国には一部の観光地や離島などにおける取組みがあるが、特性として地理的に一定のまとまりを持つなど、限定した地域社会を形成するための要件を兼ね備えていることが上げられ、市単位での取組みは困難なものとなっている。

しかし、ごみ減量を進めていくためには、地域においてできることから取り組むことが必要であることから、各種のイベント会場やスポーツ施設など多くの人が集まる場所において、飲食容器などのごみを発生させないため、デポジット制度を活用したリユース容器使用の運動を奨励し、

事業者処理責任の自覚を求めるとともに、環境に対する市民意識の向上につながる制度を普及・定着させることを提案したい。

2 - 8 環境学習の推進

ごみ減量の試みは、日常的な市民生活や企業の事業活動の中で展開されるものであることから、その基本となる知識の蓄積と意識の改革が重要であり、循環型社会の構築をめざす意識を育む環境教育や環境学習がその大きな役割を果たすことになる。

また、環境教育、環境学習の推進に向け、行政は市内外の様々な情報収集を行い、その共有化をはかるために積極的に情報提供に努めることが必要である。

環境学習の推進策

「エコ・スクール」の推進
「エコ・ハウス」の設置
川崎ルールの策定と普及
出前講師サービス等の拡充

「エコ・スクール」の推進

会社や役所などでは「エコ・オフィス」が推進されているが、教育の場である市内の学校においても、子どもたちの環境への意識を向上させるため、ごみの減量、リサイクル、電気・水の節約など、身近なテーマを題材とした学習を行う「エコ・スクール」を推進することが望ましい。

これらの取組みを効果的に実施するにあたっては、地域社会や地域環境リーダー等との連携をはかるべきである。また、従来の講義形式ではなく、新たな体験型学習など、多彩な内容で構成されることが望まれる。また、子どもたちとの関わりの大きい先生たちへの教育も必要となるため、それらの施策についても検討すべきである。

「エコ・ハウス」の設置

市内の学校における「エコ・スクール」への取組みに加え、環境問題を体験的に学ぶことのできる施設である「エコ・ハウス」の設置を提案する。「エコ・ハウス」は、国内外の事例を参考にしつつ、地域の環境に関わる活動拠点として設置すべきであり、候補地選定や財政状況等から新たな設置が困難な場合においても、既存の公共施設や校舎などを有効利用し、その地域特性にふさわしい形態で設置することが望ましい。

川崎ルールの確立

日常的な場で環境への意識の向上をはかるため、積極的に環境に配慮した消費行動をとる「グリーンコンシューマー」となることや、各種のイベントや会合において、リユース容器の使用、行催事の終了時には参加者全員が清掃活動を行うなど、市民や事業者などが一体となって日常的に取り組む川崎らしいごみ減量のためのルールを確立し、普及させることが望ましい。

こうしたごく日常的なルールや習慣が身につくまで、ごみの排出ルールが守られ、資源物

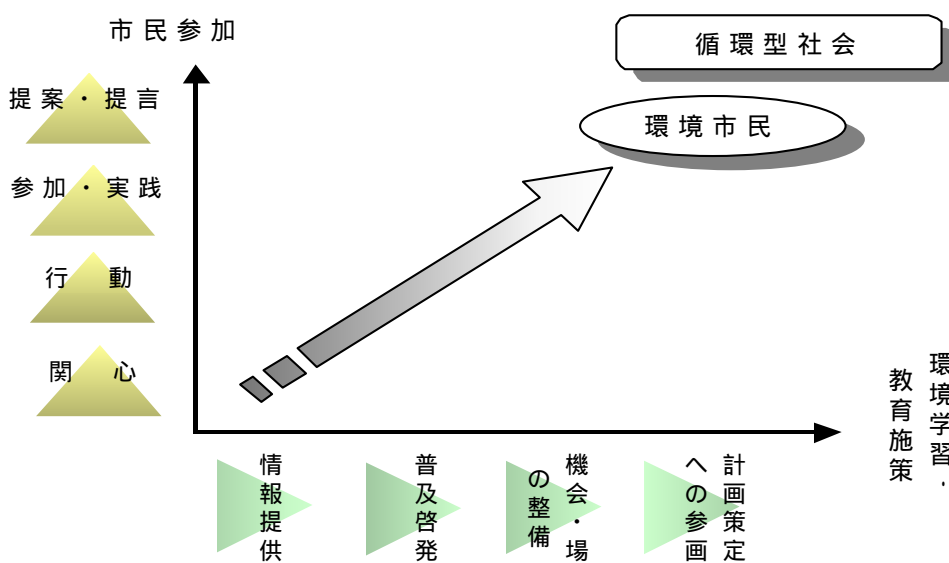
の分別収集への協力がより一層得られるなど、観念的ではなく実践的な川崎ならではの「環境市民」が増えていくことが期待される。

出前講師サービスの拡充

市職員、ごみの減量・リサイクル活動に従事している市民など、現場で活躍する人々を講師として、地域（自治会・町内会、住民懇談会等）学校、職場などへ派遣し、魅力ある講座やワークショップ開催することにより、多くの市民に対し環境学習の場を提供すべきである。

そして、現在、様々な分野で取り組まれている環境学習の場を発展させ、将来、川崎市が環境学習の先進的な自治体として自他ともに認められることを目指して、積極的な取組みを期待したい。

循環型社会の構築に向けた環境学習の役割



2 - 9 市民参加の促進

ごみ減量の取組みは、広範な市民や事業者の理解と参加があってこそ、その全面的な展開が可能になる。したがって、行動計画の施策の立案、実施、評価など、あらゆる局面において充実した市民参加が必要になる。

また、行動計画における市民参加を促進することが、広くごみ処理行政や環境行政全般にわたって、有効で適切な施策の推進につながっていくものである。

そのため、市民参加のさまざまな具体的な方法や仕組みを工夫し、試行していくことが重要となってくる。

市民参加の促進策

- 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の設置
- ごみモニター制度の創設
- 電子的な市民参加の仕組み

「川崎市ごみ減量推進市民会議」の設置

ごみ減量の取組みを市民参加で推進するため、市民、関連する企業・団体、専門家などから構成する「川崎市ごみ減量推進市民会議」(仮称)を設置することを提案する。

この会議は、特に「川崎市ごみ減量行動計画」の実施、評価など、市民の智恵と力の結晶が適切に実施へと移される場として、また、川崎市の廃棄物行政全般にわたる市民参加の恒常的な仕組みとして定着されることが望ましい。

ごみモニター制度の創設

地域において、ごみ問題に意欲と関心のある市民を積極的に公募し、廃棄物処理全般にわたる監視、評価、改革提案をする「ごみモニター制度」(仮称)の創設を提案したい。

ごみモニターは単なる監視役にとどまらず、各種活動グループの支援、連携、減量や分別のキャンペーン、イベント開催など、様々な活動を自主的に企画し、地域のごみ問題に関するコーディネーターとしての役割を果たす。また、地域のごみ問題に精通する減量指導員との連携をはかるなど、現行の減量指導員制度の充実と活性化を促進する役割も期待される。

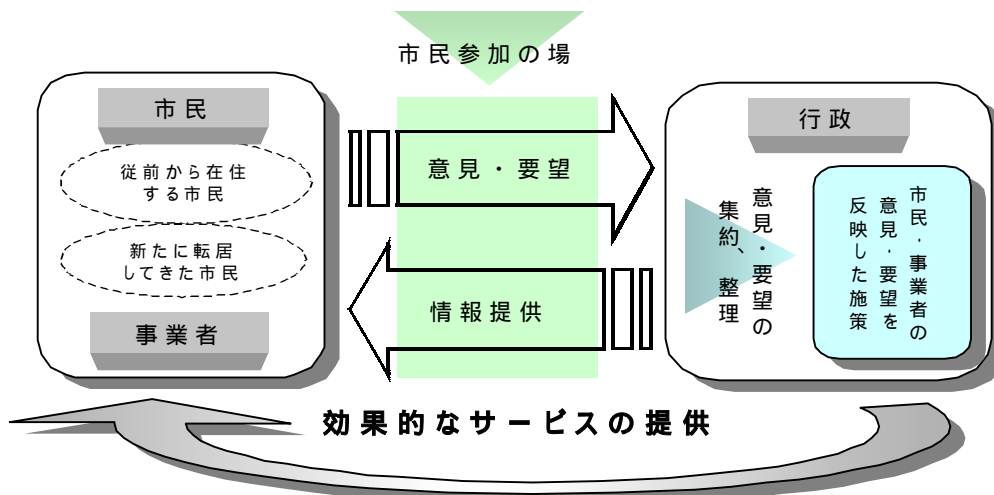
こうした役割を勘案すると、ごみモニター制度は、区単位で設置し、地域社会に密着した活動内容を追求することが適切であり、区や事業所などとの協力のなかで、それぞれ地域特性に応じた独自の役割を工夫、発展させることが望ましい。

電子的な市民参加の仕組み

情報通信技術の発展に伴い、今後、市民のインターネット利用などが飛躍的に普及することが予測されるため、こうした電子的インフラを活用した市民参加の仕組みを積極的に構築すべきである。また、市民参加の前提として、市民と行政との情報の共有化が必要であり、当面の施策としては、ごみに関するデータや施策について、一層充実した内容をホームページなどによって適切かつ迅速に発信しなければならない。

将来的には、ネット上で議論する場を設け、新しい市民層の参加を確保するとともに、市民と行政との間に濃密で新鮮な双方向コミュニケーションの仕組みを構築することが期待される。

効果的なサービスに向けた市民参加



2 - 10 NPOの育成支援

ごみ減量をはじめ、ごみに関する公共的な仕事については、福祉や文化など他の行政分野と同様に、NPO、NGOなど行政以外の非営利型市民活動団体が担う部分が今後ますます増大すると考えられる。行政は、NPOなどを自らのごみ行政を補完するもの、さらにはごみ行政のパートナーとみなして、法人化、新たな人材の育成や確保、組織間の連携など、積極的な支援、強化、育成をはかる必要がある。その際、自主的な試みを尊重し、その創造性や活動力を引き出すことが重要である。

NPOの育成支援策

NPOによる施設運営

NPOによる資料等の作成

NPOによる施設運営

NPO育成支援として、リサイクルコミュニティセンター（RCC）をはじめ、各種のごみ関係の公共的施設の管理運営（現在、リサイクル環境公社へ委託）を適宜、NPOに委託することを提案したい。

これは、活動の拠点や資金の確保、多様な市民との交流や連携、施設や組織の運営に関するノウハウの獲得、ごみをめぐる様々な情報の蓄積など、多くの面で効果的な施策である。

一方、リサイクル環境公社は、その管理運営を中心とした業務から、市民・市民団体等へのリサイクル活動に関する相談業務、先述の出張講師サービスなど、その専門性などを活かした業務へと移行していくことが望まれる。

NPOによる資料等の作成

ごみの減量化に向け、市民の日常的な行動指針となる各種の啓発用資料を作成、配布することが必要となるが、とくに市民向け資料については、行政と協力しつつ、市民活動団体などが中心となって、企画、編集、制作し、またごみ減量、リサイクルなどに関する調査作業などにおいては、専門調査機関だけでなく、市民で構成されているNPOなどが参画することが望まれる。

今後の取組み

1 アピール力のある行動計画

行動計画の直接的な策定主体は行政であるが、その内容は行政計画にとどまらず、広く市民や企業などの行動指針としての役割を担っている。

したがって、多くの市民に強くアピールし、共感を持って受け入れられるものでなくてはならない。そのためには、行動計画の記述内容はもとより、その策定プロセス、公表の仕方、あるいは計画実施の検証など、さまざまな面において、市民の智慧や意欲を引き出すための工夫が求められる。

また、多くの市民にとって、行動の大きな動機づけとなるのは、必ずしも文書としての行動計画書ではないことを考えると、行動計画の策定と連動して、市を挙げてのごみ減量キャンペーンを積極的に展開することが必要である。

また、減量の取組みが、一過性の試みに終わることのないよう、先に挙げた「ごみ減量推進市民会議」のような恒常的な仕組みの中で、不断に改良されることが重要である。

アピールの方策

ごみ減量キャラクターの創出

ごみ減量行動元年の設定

市民用行動マニュアルの作成

ごみ減量キャラクターの創出

現行の「キレイクン」に加えて、減量やりサイクルの意義を前面に打ち出した新しいキャラクターを公募などによって創り出す。

ごみ減量行動元年の設定

行動計画の開始年である2004年(平成16年)を、川崎市の「ごみ減量行動元年」とする。

当年を、市の長いごみ処理の歴史の中でも、本格的にごみ減量に取り組む節目として位置づけ、期を画する重要な年として設定し、一大キャンペーンを実施するなど内外に対して周知していく。

市民用行動マニュアルの作成

行動計画はあくまで計画書であり、これとは別に、市民が日常的に活用できる手引書が必要である。

そこで、行動計画をもとに、買物、ごみ排出、生ごみの扱いなど日常生活の多くの場面で、具体的にどのような判断や行動をすればごみ減量につながるのか、また、先に提案した日常的な川崎ルールなどについて、イラストなどを含めて、わかりやすく示した「ごみ減量行動マニュアル」を作成する。

この作成作業は、市民と行政が協働して行うのが望ましい。

2 行動計画の評価

行動計画に盛り込まれた各施策が、めざすべき望ましい社会の構築に対して、どのように関連し、どのような効果が得られているかなどについての的確に把握することが必要である。

そのため、施策ごとに目標を定め、その達成度を評価するとともに、達成できなかった理由を解明し、今後の取組みに生かしていくことが必要である。

2 - 1 評価手法の開発

施策ごとの目標の設定にあたっては、設定の根拠を明らかにするとともに、目標の達成によるごみ減量への効果を明確に示すことが重要となる。

また、各施策の評価にあたっては、評価の基準となる指標などの開発が求められるが、まずは、他都市との比較等を行い、川崎市のごみ処理事業の特徴を把握し、それらをベースに市民との議論を重ねていくことにより、各主体の共通認識に立った評価手法の開発につながることを期待できる。

2 - 2 市民参加による評価

評価手法や評価指標についての検討を行うため、「川崎市ごみ行政評価制度検討委員会」(仮称)を設置することを提案する。なお、評価が实际的で、多くの市民に納得できる形で行われるよう、委員会には関心のある市民の参加が重要になる。

当初は、ごみ減量を中心に評価のしくみを案出するが、その実績を踏まえて、広くごみ処理行政全般にわたって、施策の評価のしくみを導入、定着させる必要がある。

おわりに

このたびの審議においては、市民、事業者、行政が、短期間のうちに取り組むべきごみ減量の行動を中心に議論を重ね、行動計画に盛り込むべき10項目の「提案」を行った。

ただし、ごみ問題は多くの課題が複雑に関連しており、今後、検討すべき課題も数多く残されていることから、行政は時代の要請を鋭敏かつ的確に把握し、「提案」以外の取組みについても積極的に検討し、行動計画に組み入れていく必要がある。

今後、行政が行動計画を策定するにあたって、以下の点について改めて強調しておきたい。

一つは、市民参加を推進することである。

行動計画の基本的な役割は、それに基づいて市民や事業者がごみの減量に向けて実際に行動を起こすことにある。そのためには、行動計画の策定過程において、多くの市民や事業者が行動計画を自分たちの計画であると自覚できるような仕組みを工夫していくことが重要である。このたびの答申では、川崎市ごみ減量推進市民会議の設置やごみモニター制度などを「提案」しているが、これらを手がかりにして、行動計画の実施の過程や広くごみ行政全般にわたって、恒常的な市民参加が定着する仕組みづくりを期待したい。

二つには、実施スケジュールを示すことである。

行動計画においては、具体的な実施スケジュールを示す必要がある。すなわち、川崎市の現状や行財政改革プラン等の関連計画を踏まえた上で、取り組むべき施策の優先順位や開始時期を明確に示す必要がある。これによって、行動を起こす市民や事業者、そして行政関係者は、具体的目標に対する共通認識を得るとともに、行動の具体的なプログラムを設定することができる。また、実施スケジュールは、それぞれの行動の進捗状況の確認や成果の評価などにも役立つことが期待できる。

そして三つには、行動計画を速やかに実行に移すことである。

市民、事業者との協働作業を通して、行動計画を策定した後は、それを速やかに実施に移すことが必要である。行動計画は、文字通り行動のための計画であって、行動を伴わない絵に描いた餅であってはならない。万一、諸般の事情で当初の計画通りに行動が進展しない場合には、状況に対応した改訂版を直ちに作成して、新しい行動に踏み切ることを期待したい。

最後に、策定から実施に至る行動計画をめぐるプロセスの中で、循環型社会という望ましい社会を実現するために、市民ひとり一人が、環境に配慮した生活様式に転換していくことを期待したい。

そのような方向に向けて、市民や事業者の意識改革が進むように、行政は、さまざまな場面で活動主体を励まし、支援するように努めてほしい。

ごみ行政の分野において自他ともに認める先進都市であった川崎市が、このたびのごみ減量行動計画を契機として、再び、全国的な先進自治体として輝くことを切に希望するものである。